

市第64号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
川島町公園（こどもログハウスに限る。）	保土ヶ谷区西谷町747番地の8	一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会 会長 橋 本 淳	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
綱島公園（こどもログハウスに限る。）	港北区菊名六丁目18番10号	一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 大 谷 宗 弘	同

提 案 理 由

川島町公園及び綱島公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）